

総務委員会会議録

- 1 日時 平成28年 6月14日(火)
- 2 場所 第3委員会室
- 3 開会 午前11時29分
- 4 閉会 午後 0時05分
- 5 出席者
- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 鈴木 久男 | 副委員長 | 野口 安男 |
| 委員 | 内藤 澄夫 | 委員 | 栗原 通泰 |
| 〃 | 鷺山 喜久 | 〃 | 二村 禮一 |
| 〃 | 窪野 愛子 | 〃 | 松本 均 |
- 当局側出席者 市長、総務部長、総務部付参与、企画政策部長、
危機管理監、南部行政事務局長、会計管理者、
議会事務局長、水道部長、消防長、所管課長
- 事務局出席者 議事調査係 鈴木康倫
- 6 審査事項
- ・請願第 1 号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願
- 7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成28年 6月14日

市議会議長 竹嶋 善彦 様

総務委員長 鈴木 久男

7 会議の概要

平成28年6月14日（火）午前11時29分から、第3委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 付託案件審査 [11:31 ~12:05]

請願第 1 号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願

[栗原通泰委員、説明 11:31 ~ 11:35]

[鷲山喜久委員、説明 11:36 ~ 11:40]

○鈴木久男委員長

補足説明が終わった。2人から陳述補足説明があったわけだが経過をたどれば平成21年8月、平成22年2月の2回に渡り請願が出されたわけだが、最初の請願については継続審査となり、翌定例会の平成21年12月委員会の中で審査がされ不採択となった。そして平成25年5月に改めて出された請願についても不採択という経過がたどられているが、私も過去の議事録等確認したわけだが、やはり陳述内容にあったように当時は基本的人権の侵害であるとか、国連による男女差別の問題だとか、というような話題が前に出ている。そして最終的な結論のようなものは、国は青色申告をすすめている、だから白色申告の方も青色申告へ移行してくれば何も問題が無いことだというような内容で不採択という結論が数年前に出て、今日に来ているということである。そういう中でその後若干の税法の一部改正等あったわけだが、そのようなことも審査の検討の中に考慮をしていただいて、意見を求めていると思う。積極的な意見交換をお願いします。

○内藤澄夫委員

1点ちょっと市税課に聞きたい。今はもう無いと理解をしているが、白色申告の収支決算方式というのは未だにまだ行われているのか。

○松浦市税課長

白色申告についても、平成26年の収入からは帳簿、帳簿書類というものを保存する必要がある、記帳が義務付けられているので、そのような意味でいくと収支決算書というかたちで今も、しっかりしたものをつくるというような形に変更されている。

○内藤澄夫委員

私もそうだが、農業を始めた当時は白色申告でやっており、その後白色申告の収支決算に移行し、その後は青色申告になった。なぜそういう経過をたどったかと言うと、金額が伸びていくということと経費がそういう中で認めてもらえるというようなことで白色申告から収支決算、収支決算から青色申告というような形に移行した。

今わたしの知っている農協等も、青色申告についてはほとんど農協で指導してくれる。だから農業関係についてはほとんどのみなさんが青色申告をしている。

例えば商工会につきましても商工会の方でも指導をしているので、当然そういう意味で青色申告になっている人が、自営業の人達が多いというようなのが現状である。ではどれくらいのお金がかかるかということであるが、青色申告会に入るとほとんどお金掛からず、かかっても微々たるものである。年間何千円という程度である。職員がチェックをしてくる。ぜひ白色申告のみなさんがそういう方向になってくれるのも可能ではないか思っている。

○松本均委員

資料を読み多少は理解したと思っているが、一つ確認したいのは3回にわたる陳情を伺っていると、その中で掛川市民や全国民に何か重大な問題になっているというような、それを廃止しないために、というところがあるのかその辺を伺いたい。

○松浦市税課長

問題になっているとは聞いていないが、税務署は青色申告の方を、内藤委員が言ったように進めている。それは、その方の収入それから支出がはっきりするということで進めている。白色申告については、直接、特に問題というような声は聞いていない状況である。

○松本均委員

先程、この内容も全部そうだが、女性差別であったり共同参画の話が出てきてるが、差別をしているわけでも無いと思うし、女性のあり方については何ら問題が無いような感じがする。その理由の中の1つに女性ということも入ってたり差別という言葉もあるが、それはまた別のことであり今問題になっている本当に市民の声の中を反映していくべきではないかと思う。

○二村禮一委員

わたしは昔から青色申告をずっとやっていたので、白色申告はあまり良く分からないが、当然このような要望を言うのであれば、青色申告の方がすべて税制上で有利になるなら、なぜ白色申告の方は青色申告にしないのか。その辺が少し分からない。

○松浦市税課長

一つには、今義務付けられているが、帳簿をつけることが非常に大変なんで、それで領収書も保管しなければならない。それを毎日でなくてもいいんですが、ある程度固めて集計しなければいけない。この辺が、特に家族経営の方だと夜まで仕事をしながら、その後まとめるのが多分大変だろうということから、なかなか青色申告に移行できないのではないかなと推測される。あくまでも推測として発言する。

○二村禮一委員

それは納税者の義務だと思う。領収書が無くて楽だという考えはおかしいと思う。

○鷺山喜久委員

委員長から配付された資料の中に、国の方の委員会の中で昨年開かれた中の議事録、これを少し読ませてもらう。「所得税法56条は白色申告者の場合、税金の面でも大変不利益があるわけですが、社会生活の面でも様々な不利益があります。交通事故に遭って入院した方に聞きましたが、保険会社から一日 2,300円しか休業補償がでない。なぜかと言うとこれは控除の86万円しか認められていないからだ、それが基準とされて 2,300円なんだという話がありました。一方で白色申告だと 5,700円出るのになんだというお話もあったと。」ということで議事録が掲載されている。いずれにしても今、二村委員も発言されたが、57条にすればいいじゃないかと、それなら56条を廃止すればいいじゃないかと、いうことになるわけで、特にこの法律の問題の主旨は、56条の場合だと経費ということよりも控除について、控除がご婦人の場合、大概奥様が配偶者になって商売をやっていると言う場合だと、58万円しか認められない。あるいは息子が仕事をしていると10万円しか認められない。しかし一方の57条だと、当然今どのお店でも家内工業でやっていると言っているのが給与を払っているのが大概経費として認められる。例えばお茶農家でも新しく息子夫婦が働いていればそこへ給料を払っているわけで、その給料が経費として認められる。この大きな違いがあるわけである。したがって57条にすれば良いと、こういうご意見もあるが、ここは最高裁じゃないので憲法そのものの観点から言うよりも、この56条は廃止してもらいたいというのが婦人部のみなさんの意見なので、そこは議会としても尊重していくというのが良いのではないかと、というように私は思うので意見として述べておく。

○栗原通泰委員

私も、56条、57条どちらをとれば良いかどうかという問題を提起しているわけでは無い。くどいようだが、本元の中で平等かと、所得そのものは本来は個人が申告するのが基本なんですよね。サラリーマンだと会社はその便宜上やっただけというようなことなんですけども。その個人が申告をしてその個人がかかった費用については、やはり税法上の中での的確に正しく申告をするということが本来の姿だと思う。しかし家族経営のような形になっちゃうと十把一絡げでやってしまう、過去にはそれで良いかもしれないが、今の社会の中ではそういうやり方はちょっと不公平な要素が含まれるんじゃないかを感じる。それを法の中での平等が56条そのものは本当にいいのかわかるかという問題を、議員の皆さん方にこのような場で議論してほしいと思う。どちらの手法をとるかという問題じゃ無い。だったら有利になるほうをやれば良いこと

であって、そういう問題提起をしているという風には私は思っていない。

○内藤澄夫委員

税の申告というのは、あくまでも正確に自主的に申告するのが定められていると。これはいつの世になってもそうである。30年40年も前、僕らが始めた当時から所得があってその所得をしっかりと申告して十把一絡げなんて無くてあったものはすべて申告するのが、我々の義務である。それに対していろんな所得税とか地方税が賦課された。昔は十把一絡げでできた、今はそれができないよっていう事じゃない。昔も今も申告はずっと一緒なんですよ。全く変わってない。家族経営であろうが例えば家内工業であろうが自営業者であろうがずっと同じである。例えば一千万の所得があった人がね、申告の時は500万でいいよなんてこんなことはできることではないし、するべきことでもない。これは自主的に本人が申告してそれに税が賦課されるということである。これは時代がどうなっても変わらない。例えばそれが白色申告であろうが青色申告であろうがまったく考え方は僕は同じだと思う。例えば女性だから男性だからという色分けのよなものとは絶対僕は無いと思っている。税というのは公平平等にすべてなっているという事が昔も今も変わっていない。その延長線上にあって要は国も県も町も農協も商工会も青色申告をしてくださいと、お手伝いしますよ、お付き合いしますよと。それについては要するにいろんなことの指導もしますよと。やっているのが現状である。民主商工会のみなさんのことは僕は良く分からないが、基本的に私達がお付き合いをしている商工会とか農協についてはそういう方向でほとんどのみなさんがやっている。そのことによって、例えば差別とか、また例えば税の不公平とかいうことは聞いたことはない。

○窪野愛子委員

私事だが、自分の息子も自営ということで従業員が妻とあと2名ということで本当にささやかにやっている。税金に関しては青色申告をすすめられ、いろいろ検討して膨大な帳簿の整理とかそういったものがあるということだが、その方が先程から話があるようにそれなりの見返りは大きい。そのため最初から青色申告でやっている。ひとつ聞きたいが、掛川市内で白色申告をしている人数は分かるのか。

○松浦市税課長

平成28年3月の平成27年度収入に対しての申告について、事業をやっている方というのが、B申告という申告なんです。青色白色も含めて、全部で14,520人である。その内、青色申告者が4,282人、白色申告者の事業がある方が4,044人という形である。事業収入だけで言うとはほぼ半々と言う状況である。

○鷺山喜久委員

私は、前回の2回の結果について、1回目は継続審査になって不採択になったこと。そして次も不採択になった。このことは分からない訳では無い。いろいろ理由があって。ところが先ほども言ったように6年3ヶ月経過した中で、いろんな情勢の変化、いちいち言いませんが、それをどう認識するかということが一番大事だと思う。税金を納めるのは当たり前のことである。申告して納める。まあマイナスなら納めない。ところが悪知恵のついたやつは海外へ持っていき税金のかからないようにしてるわけである。とんでもない話である。これは税金を納めるのは当たり前。そういう中でさっきも言ったように情勢の変化をどう受け止めるか。その中で特に大事なことは何かということになるわけだが、この民商さんの婦人部の意見書を求める。これがしっかり委員の皆さんに伝わらないと理解していただけないわけだが、その部分は今までのいろんな議員の発言の中で分かるんじゃないかなと思う。そういう中でただ56だ、57だということじゃなくて56条そのもののね、問題点を改めて認識することが必要じゃないかと思う。

○野口安男副委員長

今もずっと話を聞いていると、自分の考え方はやっぱり不平等とか、そういうところに持っていくというのはこの申告の税金の関係があるからということやってると思うが、そこは少し違うと思う。その意味でいくと、青色申告でやってる人達がこんなにも青色申告が良いと言っている。じゃあ何故青色申告にしないのかなと逆にそこが疑問に思うくらい。やはり青色申告でという方向でいいと思う。

○鈴木久男委員長

陳述により補足説明のお二人からも色々、あれから6年3ヶ月が経過したというようなことの中で社会変化も大きいよ、というような旨の意見も補足していただいた。一方では青色申告、白色申告、市税課長からもお話あったようにほぼ四千何人ということで拮抗しているようですが、やはり青色申告すれば間違いなく申告ができるよということで、そのような指導も国がされているというようなことでメリットもたくさんあるのかなと思っている。意見も出尽くしたようなので採決を行う。

〔採 決〕

請願第 1 号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願については

賛成少数にて否決

5) 閉会 12:05